

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

稚内市

2. 構造改革特別区域の名称

ワイワイ子育て・楽しさ支援特区

3. 構造改革特別区域の範囲

稚内市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本市は、北海道の最北端に位置し、ロシア連邦サハリン州とは宗谷海峡を挟んで 43 km と至近距離にある、水産、酪農、観光を主産業とする地方都市である。

人口動態をみると、昭和 55 年の 53,400 人から人口が平成 14 年には 43,200 人と 20% 減少し、平成 14 年度に過疎地域に指定された。

その間 0 歳～14 歳人口は昭和 55 年の 13,108 人から平成 14 年には 5,829 人と 55% 減少しているが 65 歳以上の高齢者は 2,941 人から 9,437 人と 3.2 倍に増加している。

しかし、世帯数は昭和 55 年には 17,555 世帯が平成 14 年度には 19,088 世帯と増え続け、昭和 55 年には 1 世帯あたりの人数が 3.0 人だったのが、現在は 2.2 人まで減少し、核家族化が進行している。

本市の面積は約 766k m² と広大であるが、うち山林・原野が 310k m²、畑・牧場が 184k m² と全体の 2/3 を占め、都市計画区域は 23.1 k m² である。

就学前児童の施設として幼稚園が 8 園、認可保育所が 3 園、へき地保育所が 6 園あるが、幼稚園は全て私立、保育所は全て市立となっている。幼稚園は少子化の影響で定員を割っており、へき地保育所は過疎化で統廃合を余儀なくされているが、保育所は、女性の社会進出や就労形態の多様化等によりニーズが高く、0 歳～3 歳で待機児童を抱えている。

保護者においては、保育時間の延長の他、保育の質など多様な要望が保育所にも向けられている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

現在、全国的に幼保一元化の試みが進められているが、この多くは、公立

幼稚園と公立保育所との組み合わせであるが、本市においては、私立幼稚園が保育所業務に算入し、新たに私立の認可保育所を設置することによる幼保一元化の実現を、構造改革特区における規制の緩和により実施しようとするものである。

私立幼稚園を主体とした幼保一元化の実現を市の方針として推進しようとするもので、既存の民間活力による幼保一元化は、全国的にも新しい試みで、今後の幼保一元化の試金石になるものと思われる。

本市においても核家族化が進行し、共働き家庭が増え、就労形態の多様化と単身世帯の課題などにより保育所へのニーズは高く、低年齢児を中心に待機児童を抱えている。

女性の社会進出が増大するなか、家庭的責任を果たしながら仕事を続ける「仕事と家庭の両立支援策」としても保育所の定員を増加させる施策の実現は、本市における喫緊の課題である。

しかし現状の公立保育所の定員を増加させることは、施設面からも本市の財政的状況からも極めて困難な状態にある。

そこで、本市においては、私立幼稚園が認可保育所として保育業務に参入する「幼保一元化」を実現することにより、保育所定員の増加を可能とし市民の保育ニーズに応えると共に、就学前児童の養育環境を私立幼稚園による「幼保一元化」を基本として整備しようとするものである。

これにより、保育所定員の増加だけでなく、保育所数が大きく増加することとなり、保護者の選択肢が大きく広がることを意味する。

今まで保育所の選択ができず、まず入れるところに入ることが重要視されてきたが、今後は、小学校入学を見据え、友達関係に重きを置いた保育所の選択や、子供の成長や個性に合わせた保育所の選択も可能となり、就学前児童の健やかな成長に寄与すると思われる。

小学校と保育所の連携が今までは希薄だったが、幼保一元化の進展により連携の強化が深まることは、地域と一体となった就学前児童の子育て支援に繋がり、市民や地域の期待は、少子化のなかで特に大きいものがある。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本市は、「21世紀を担う子どもたちへの願いをこめて」昭和61年世界で初めて【子育て平和都市宣言】を行い、この宣言に沿い、市民ぐるみの子育て運動を展開してきた。

子育て運動の理念をうけ、平成13年度策定の稚内市エンゼルプランにおいて、地域一体となった子育てとして「ワイワイ子育て・楽しさ・わっかない」を基本理念と位置付けた。

本市においては、地域と共にこの子育て運動の中核をなしてきた歴史と実績のある私立幼稚園が保育所業務に算入し、新たに私立の認可保育所を設置することによる幼保一元化の実現を図り、保育所定員の増加を可能とし市民の保育ニーズに応えると共に、就学前児童の養育環境を私立幼稚園による

「幼保一元化」を基本として整備しようとするものである。

具体的には、平成 17 年度を初年度とし、概ね平成 23 年度までに本市の私立幼稚園 8 園のうち 6 園で「幼保一元化」を実現し、就学前児童の養育環境の整備を図ると共に、保育所定員を現状の 300 名から 400 名に増加させる。

具体的な「幼保一元化」の事例としては次のような方法によることにする。

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針において設置された合築施設においては、幼稚園、保育所それぞれにおける、幼稚園児・保育所児等の合同活動事業を実施する。

それ以外の私立幼稚園においては、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業により合同活動事業を可能とする。

保育の実施を教育委員会で行うことにより、児童福祉と教育を融合した、子育て支援としての保育の実現を図る。

また、以上の取組に加え、ファミリーサポートセンター事業を本年 10 月に実施することにより、さらに、幼児教育・保育サービスの進展を図る。

この特区による就学前児童を中心とした子育て支援策の充実は、本市の子育て平和都市宣言の基本となる「子育て運動」の発展と充実に寄与するものとなる。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市においても、核家族化の進行、女性の社会進出や共働き家庭の増加により、保育所に対する市民のニーズは非常に高いものがある。

一方、本市の住宅政策や少子化の影響を強く受け、定員を大きく割っている幼稚園が増えている。

私立幼稚園は、戦前に設置されたものなど歴史があり市内全域に分布し、幼児教育施設として就学前児童施設として市民から信頼されている。

そうした私立幼稚園が保育所業務に参入し、「幼保一元化」を実現することは、本市における就学前児童の養育環境の新たな整備として市民の期待も高い。

これにより、0 歳から 2 歳までの低年齢児の保育定員が大きく増えることになるが、育児休業制度が普及していない本市において女性の仕事と家庭の両立のために大きな支援となり、結果として少子化対策としても大いに期待される。

この幼保一元化施設では、3 歳児以上は幼稚園児と保育所児との合同保育を行う。

従って、今まで各私立幼稚園が行ってきた特色ある教育を合同保育のなかで行うことになり、保育所児が幼稚園教育を享受することが可能となる。

また、計画の進展に伴い、私立幼稚園の保育所参入による幼保一元化施設が増加することは、保護者の利便性はもとより、保育や教育の内容による選

択が可能となり、この意味でも市民の期待は高い。

このように、働く女性の家庭であっても、容易に幼児教育を享受できる環境が創出されることで、子育て支援策の充実とあいまって、女性の社会進出の増大と共に、男女共同参画社会の実現が期待される。

次の表の ~ は、私立幼稚園が保育所業務に参入することで想定される保育所の年齢別定員の推移を予想したものである。

現行の公立保育所定員

定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育所							
白樺保育所	6	12	12	20	25	25	100
港保育所	6	12	12	20	25	25	100
北保育所	6	12	12	20	25	25	100
計	18	36	36	60	75	75	300

平成17年度の各保育所の定員予想

定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育所							
白樺保育所	6	12	12	20	25	25	100
港保育所	6	12	12	20	25	25	100
北保育所	3	6	12	12	12	15	60
公立保育所計	15	30	36	52	62	65	260
A幼稚園	6	12	12	15	15		60
保育所計	21	42	48	67	77	65	320

北保育所は本市の現在の人口分布では、人口流出が続く旧市街地の北端に位置し、市民の利便性が低く、入所者の半数以上は他の保育所に入所希望を持っている。

従って、A幼稚園が保育所を開設した段階で、北保育所の定員を減少させても、保育需要をまかなえるし、公立保育所の運営においても合理的である。

平成23年度の各保育所の定員予想

保育所	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
白樺保育所		21	36	43	0	0	0	100
港保育所		0	0	0	0	0	0	0
北保育所		0	0	0	0	0	0	0
公立保育所計		21	36	43	0	0	0	100
A 幼稚園		6	12	12	15	15		60
B 幼稚園					20	20	20	60
C 幼稚園		3	6	12	12	12	15	60
D 幼稚園					10	15	15	40
E 幼稚園					10	15	15	40
F 幼稚園					10	15	15	40
私立幼稚園計		9	18	24	77	92	80	300
保育所合計		30	54	67	77	92	80	400

この表は、計画最終年度における公立保育所と私立保育所の年齢別定員状況を表したものであるが、定員全体で100名の増、0歳～2歳児定員は61名現行から増えることとなり、市民の保育ニーズに十分対応できる体制が構築される。

保育業務に参入予定の幼稚園は、本市の市街化地域に満遍なく立地しており、市民の利便性が大きく向上するとともに仕事と家庭の両立支援に大きく寄与するため、社会的、経済的効果は非常に高い。

8. 特定事業の名称

- 807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- 914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- 916 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

私立幼稚園（学校法人）が認可保育所を整備しようとした場合、公的な施設整備費補助制度がなく、私立幼稚園の保育所業務参入の障害の1つになっている。そこで本市では、幼保一元化推進のため、市独自の施設整備費助成制度を創設し、当該特区計画の促進に努める。

また、今後実施主体が特定され次第 823・923「幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」についても、計画変更と同時に申請する予定である。

さらには、仕事と家庭の両立支援策の一つとしてファミリーサポートセン

ター事業を本年10月に実施することにより、より一層、幼児教育・保育サービスの進展を図る。

別紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

807

(2) 名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に關与する主体： 私立幼稚園

事業が行われる区域： 稚内市全域

事業の実施期間： 平成17年4月1日から

実現される行為の詳細： 私立幼稚園が保育所を併設した幼保一元化施設となった場合、幼稚園児と保育所児の合同活動（教育・保育）を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市においては、就学前児童の施設として幼稚園が8園、認可保育所が3園、へき地保育所が6園あるが、幼稚園は全て私立、保育所は全て市立となっている。

幼稚園は少子化の影響で定員を割っており（参照 の表）、へき地保育所は過疎化で統廃合を余儀なくされているが（参照 の表）、保育所は、女性の社会進出や就労形態の多様化等によりニーズが高く、0歳～3歳で待機児童を抱えており、女性の社会進出が増大するなか、家庭的責任を果たしながら仕事を続ける「仕事と家庭の両立支援策」としても保育所の定員を増加させる施策の実現は、少子化対策としても本市における喫緊の課題であり、この問題を解決するために、本市では幼保一元化の推進が必要であると確認された。

そこで、本市においては、私立幼稚園が認可保育所として保育業務に参入する「幼保一元化」を実現することにより、保育所定員の増加を可能とし市民の保育ニーズに応えると共に、当該規制の特例措置による「合同保育」の実現は、特色ある幼児教育や保育の享受が、幼稚園児・保育所児とも可能となる。

このことにより、保育所定員の増加だけでなく、保育所数が大きく増加す

ることとなり、保護者の選択肢が広がると共に、教育や保育の質など多様な要望に対応できる施設が実現する。

参照 幼稚園入園児の推移

幼稚園	年齢	定員	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
稚内幼稚園	3歳児	140	21	19	15	11	19
	4歳児		40	34	26	28	28
	5歳児		37	41	35	24	31
	小計		98	94	76	63	78
カトリック幼稚園	3歳児	80	10	3	3	6	3
	4歳児		10	10	3	3	6
	5歳児		4	9	10	3	3
	小計		24	22	16	12	12
大谷幼稚園	3歳児	80	10	14	15	17	9
	4歳児		22	21	20	25	17
	5歳児		18	24	19	21	24
	小計		50	59	54	63	50
鈴蘭幼稚園	3歳児	225	29	38	30	35	36
	4歳児		80	70	66	62	55
	5歳児		72	78	77	64	63
	小計		181	186	173	161	154
ひかり幼稚園	3歳児	180	32	31	34	21	42
	4歳児		57	60	59	59	54
	5歳児		67	60	63	58	62
	小計		156	151	156	138	158
萩見幼稚園	3歳児	120	16	23	24	24	26
	4歳児		47	32	36	40	42
	5歳児		62	46	36	37	43
	小計		125	101	96	101	111
富岡幼稚園	3歳児	160	22	35	21	12	23
	4歳児		36	43	39	40	28
	5歳児		54	18	43	38	46
	小計		112	96	103	90	97
富士見幼稚園	3歳児	80	3	2		2	1
	4歳児		3	3	3	3	4
	5歳児		6	2	5	3	4
	小計		12	7	8	8	9
合計		1,065	758	716	682	636	669

参照 へき地保育所入所児の推移

	定員	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 度	平成 13 年度	平成 14 年度
声問保育所	80	76	68	58	50	45
宗谷保育所	60	55	37	30	32	29
沼川保育所	40	14	20	17	10	8
勇知保育所	30	18	12	10	10	12
恵北保育所	30	8	9	8	6	7
抜海保育所	30	13	10	11	8	10
曲淵保育所	30	14	(平成 11 年 3 月 31 日廃止)			
計	300	188	156	134	116	111

別紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

914

(2) 名称

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体： 私立保育所

事業が行われる区域： 稚内市全域

事業の実施期間： 平成17年4月1日から

実現される行為の詳細： 私立保育所が幼稚園を併設した幼保一元化施設を運営する場合、特例措置の内容に規定する基準のなかで、保育所児及び幼稚園児の合同活動事業を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

本市の幼稚園は少子化の影響で定員を割っており、保育所は、女性の社会進出や就労形態の多様化等によりニーズが高く、0歳～3歳で待機児童を抱えている。

女性の社会進出が増大するなか、家庭的責任を果たしながら仕事を続ける「仕事と家庭の両立支援策」としても保育所の定員を増加させる施策の実現は、少子化対策としても本市における喫緊の課題である。

この問題を解決するために、本市では幼保一元化の推進が必要であると確認された。

そこで、本市においては、私立幼稚園が認可保育所として保育業務に参入する「幼保一元化」を実現することにより、保育所定員の増加を可能とし市民の保育ニーズに応えると共に、当該規制の特例措置による「合同保育」の実現は、特色ある幼児教育や保育の享受が、幼稚園児・保育所児ともに可能となり、保護者の期待も非常に高い。

従って、当該規制の特例措置を適用する保育所においては、合同保育における保育室の面積は、4歳児及び5歳児56.0㎡、3歳児56.0㎡であり、これは児童福祉施設最低基準の1人あたり1.98㎡以上の条件（5歳児及び4歳児1.98㎡×20人=39.6㎡・3歳児1.98㎡×10人=19.8㎡）を十分満た

している。また、職員配置の予定は、4歳児及び5歳児に対し1名配置し、3歳児定員10名に対し、1名の配置を予定しており、基準以上の配置をして、きめ細かい保育を目指している。また、保育者は保育士資格と幼稚園免許を併有し、当該保育所・幼稚園の保育士、幼稚園教諭の併人発令を受けるものとする。

なお、合同保育の内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものである。

別紙

1 特定事業の名称

(1) 番号

916

(2) 名称

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

稚内市・稚内市教育委員会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

事業に關与する主体： 稚内市及び稚内市教育委員会

事業が行われる区域： 稚内市全域

事業の実施期間： 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為の詳細： 児童福祉法第24条の規定に基づく「保育の実施」に係る業務を教育委員会に委任する。

委任事務は、保育所の入所決定、保育所の定員を超えた場合における入所の選考、保育所入所申込みの勧奨、保育所の状況等の情報提供等保育の実施に係る業務全てとする。これにより保育の実施に関する権限が教育委員会に付与されることにより、本市が進めている子どもに関する業務の教育委員会への一元化がより実効を伴ったものとなり、併せて幼保一元化の推進体制が一層整備される。

5 当該規制の特例措置の内容

本市は人口43,200人の小都市であるが、若者の流失による人口の漸減が続いており、平成14年には過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）の指定を受けた。就学前児童の施設として幼稚園が8園、認可保育所が3園、へき地保育所が6園あるが、幼稚園は全て私立、保育所は全て市立となっている。幼稚園は少子化の影響で大きく定員割れし、へき地保育所は過疎化で統廃合を余儀なくされているが、保育所は、核家族化の進行や女性の社会進出、就労要望の増加等により0歳～3歳で待機児童を抱えている。

このように、本市においても子どもを産み育てる環境は年々厳しさを増しているが、行政機構は子どもに関する分野を福祉事務所と教育委員会で分担して担当してきた。そこで本市では、平成14年度に子どもや子育てに関する業務を可能な限り一元化した「こども課」を教育委員会に設置した。

「こども課」では、予てから教育委員会で担当していた幼稚園に関する業

務を行っている。しかし保育の実施については、福祉事務所長の権限のため、教育委員会での一元化はできていない。

私立幼稚園による幼保一元化の実現に向けて事業を推進しているが、当該規制の特例措置により、委任により保育の実施が教育委員会で可能になれば、幼保一元化の推進が教育委員会の一元的責任で展開することとなり、本市の就学前児童の養育環境を幼保一元化を基本として整備しようとする方針が大きく前進するものとする。